平成２２年（フ）第８３号
北海道帯広市西12条南34丁目17番地
債務者　乙井　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１００１号
東京都葛飾区金町２丁目６―４―203
債務者　杢代　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７１号
東京都調布市染地１丁目24番地17リブルデコゼキ301
債務者　齋藤　　敦
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第７１０号
和歌山市寺内３番地
破産者　岡﨑オートこと　岡﨑　博司
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４号
千葉県富津市六野549番地
破産者　株式会社田村工務店
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１８９８３号
東京都台東区上野３丁目17番９号
破産者　株式会社ガイダンス
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９８４号
東京都台東区西浅草３―26―７―701、住民票上の住所東京都台東区三筋１丁目９―４―802
破産者　安田　　容
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４８号
宮城県仙台市泉区実沢字広畑17―３
破産者　伊東　絹江
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２７３号
岐阜県多治見市下沢町４丁目45番地３
破産者　カーヤモード株式会社
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第８１７号
茨城県水戸市笠原町159番地の３
破産者　株式会社アズハタ
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１８６６５号
千葉県君津市南久保１丁目２番８号
破産者　株式会社翔栄建設
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２５１５号
横浜市南区弘明寺町56番地１
破産者　株式会社マツク設計
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５１６号
横浜市南区弘明寺町56番地１
破産者　株式会社マ・テックホーム
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７号
岐阜県恵那市武並町藤888番地
破産者　渡邉建設こと　渡邉　定雄
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１４８号
岐阜県恵那市武並町藤888番地
破産者　渡邉　伸子
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２３３号
岐阜県恵那市大井町1120番地27　ナツキハイツＡ―103号
破産者　横家　太一
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２４２号
岐阜県中津川市中津川926番地135
破産者　有限会社中村建設
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１４０号
名古屋市名東区新宿１丁目112番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市名東区梅森坂１丁目1177番地
破産者　株式会社北海道花もめん
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３１号
名古屋市中村区名駅４丁目４番８号
破産者　株式会社パツチワークキルトスクール
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７８号
名古屋市千種区猪高町大字猪子石字猪々道93番地の２
破産者　株式会社昴企画
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１００７号
岡山市南区妹尾1871番地の11
破産者　有限会社れん根
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部